病気やけがをして働けないとき

被保険者が業務外の病気やけがの治療のため、仕事につくことができず、給料等をもらえないときは「傷病手当金」が支給されます。



傷病手当金

■支給の条件

次の4つの条件すべてに該当しているときに 支給されます。

- ①病気・けがのための療養中(自宅療養でもよい)
- ②病気やけがの療養のために今まで行っていた 仕事につけない
- ③ 続けて3日以上休んでいる ※続けて休んだ場合の4日目から支給されます。 ※初めの3日間は「待期期間」といい、支給されません。
- ④ 給料等をもらえない※給料等をもらっても、その額が傷病手当金より少ないときは差額が支給されます。



■支給される額

休業 1 日について、支給開始日の属する月以前の[直近 12 カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1] の 3 分の 2 相当額

■支給される期間

同一のけがや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6カ月に達する日まで

※支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6カ月を超えても、繰り越して支給可能です。(令和4年1月1日改正)



けがは治ったものの障害が残り、労務 不能となりました。傷病手当金は受けられますか?



労務不能であっても、療養のためでなければ、傷病手当金は支給されません。なお、症状が固定し、その障害の程度が国民年金法および厚生年金保険法に定められている障害等級表に該当する場合は、国民年金の障害基礎年金および厚生年金の障害厚生年金あるいは障害手当金(一時金)が支給されます。

業務上の事故が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で休業するときは、労災保険の扱いとなります。ただし、平成25年10月1日より、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

障害厚生年金が受けられるようになったとき

厚生年金保険の障害厚生年金が受けられるようになると、傷病手当金は打ち切られます。ただし、障害厚生年金の額が傷病手当金の額よりも低ければ、差額が支給されます。